

## 第4回

# 相模原・津久井地域合併協議会

日時：平成18年1月26日（木）午前11時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

<相模原・津久井地域合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

TEL (042)769-8206（直通） FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

# 目 次

## 議 事

### < 報告事項 >

報告第9号	平成17年度相模原・津久井地域合併協議会事業報告について……………	1
報告第10号	平成17年度相模原・津久井地域合併協議会歳入歳出決算見込について…	3
報告第11号	相模原・津久井地域合併協議会の廃止について……………	5

報告第9号

平成17年度相模原・津久井地域合併協議会事業報告について

平成17年度相模原・津久井地域合併協議会事業報告について、別紙のとおり報告する。

平成18年1月26日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

## 平成17年度相模原・津久井地域合併協議会事業報告

平成18年1月10日現在

## 1 会議の開催

## 第1回相模原・津久井地域合併協議会

日時：平成17年5月16日（月）午後4時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

## 第2回相模原・津久井地域合併協議会

日時：平成17年7月10日（日）午後2時から

場所：城山町立公民館大会議室（町民センター2階）

## 第3回相模原・津久井地域合併協議会

日時：平成17年11月7日（月）午後5時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

## 第4回相模原・津久井地域合併協議会（予定）

日時：平成18年1月26日（木）午前11時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

## 2 広報の実施

## （1）合併協議会だよりの発行

第1号 平成17年 4月15日 第2号 平成17年 5月15日

第3号 平成17年 6月15日 第4号 平成17年 8月 1日

第5号 平成17年 9月15日 第6号 平成17年10月 1日

第7号 平成17年11月 1日 第8号 平成17年12月 1日

各号252,000部を発行し、藤野町を含めた1市4町の各戸へ配布した。

## （2）ホームページの運営

平成17年5月9日に開設したホームページの更新を適宜行った。

報告第10号

平成17年度相模原・津久井地域合併協議会歳入歳出決算見込について

平成17年度相模原・津久井地域合併協議会歳入歳出決算見込について、別紙のとおり報告する。

平成18年1月26日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

## 平成17年度 相模原・津久井地域合併協議会歳入歳出決算見込書

平成18年1月10日現在における  
平成18年3月19日時点での決算見込額

## 歳入

(単位:円)

款項	予算現額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 負担金	45,000,000	45,000,000	0	0
1 負担金	45,000,000	45,000,000	0	0
2 諸収入	0	17	0	17
1 諸収入	0	17	0	17
合計	45,000,000	45,000,017	0	17

## 歳出

(単位:円)

款項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業費	38,072,000	10,084,403	27,987,597	27,987,597
1 事業推進費	38,072,000	10,084,403	27,987,597	27,987,597
2 総務費	6,850,000	1,228,884	5,621,116	5,621,116
1 事務局費	6,850,000	1,228,884	5,621,116	5,621,116
3 予備費	78,000	0	78,000	78,000
1 予備費	78,000	0	78,000	78,000
合計	45,000,000	11,313,287	33,686,713	33,686,713

歳入決算額 45,000,017 円

歳出決算額 11,313,287 円

歳入歳出差引残額 33,686,730 円 (負担割合に応じ相模原市及び城山町へ返還)

## 剰余金返還額

市町村名	負担割合	返還金額
相模原市	5/6	28,072,275
城山町	1/6	5,614,455
計		33,686,730

## 報告第 1 1 号

### 相模原・津久井地域合併協議会の廃止について

相模原・津久井地域合併協議会の廃止について、次のとおり報告する。

平成 1 8 年 1 月 2 6 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定により、平成 1 8 年 3 月 1 9 日をもって相模原・津久井地域合併協議会を廃止する。
- 2 協議会の予算の取扱いについて
  - （ 1 ）協議会の予算は、協議会規約第 1 8 条の規定に基づき解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監査を受ける。
  - （ 2 ）決算及び監査報告については、速やかに決算及び監査報告書を作成し、委員であった者に通知する。
  - （ 3 ）協議会の決算後に剰余金が生じた場合は、相模原市及び城山町に返還する。